

# 第3期ニホンジカ管理計画

## 令和6年度事業実施計画

令和6年4月

兵庫県

## 目 次

1	はじめに	1
2	現状	1
(1)	生息状況	1
(2)	被害状況	2
3	目標達成のための具体的な方策	3
(1)	個体数管理	3
(2)	捕獲にかかる担い手確保・育成と体制整備	6
(3)	被害防除	7
(4)	生息地管理	8
(5)	シカの有効活用等	8
(6)	豚熱等感染症対策の実施	9

# 1 はじめに

本計画は、令和4年4月に策定した第3期ニホンジカ管理計画（令和4年度～令和8年度：以下「管理計画」という。）に基づき、最新の調査結果等を踏まえて、令和6年度の兵庫県におけるニホンジカ（以下、シカという。）管理のための方策について定めるものである。

## 2 現状

### (1) 生息状況

本県のシカ生息数は、平成22年度まで増加を続けていたが、平成22年度以降の捕獲強化により、増減を繰り返しながら現在では減少傾向にある。

SPUE(11-12月)<sup>※1</sup>の県平均値はピーク時の2.05から平成29年度には1.25まで減少したが、平成29年度から令和元年度にかけての捕獲数の伸び悩みを受け、令和3年度には1.68まで増加した。

SPUE(11-12月)が平成30年度から令和3年度までの4年間で増加してきたことに加え、令和4年度の捕獲実績が前年度の実績を大きく下回る43,073頭で、年度捕獲目標数(46,000頭)に達しなかったことにより、令和4年度推定生息数(捕獲後)はおおよそ15万2千頭となり、緩やかな減少となった。

令和4年度のSPUE(11-12月)が1.47となり、前年度の1.68よりも大きく下がったが、SPUE(11-12月)の推移の傾向と推定生息数の推移の傾向の相関を注視しながら、次期管理計画の策定に向けた生息状況の推定について検討していくことが必要であると思われる。

下記に令和4年度までの捕獲頭数、SPUE(11-12月)、CPUE<sup>※2</sup>、糞塊密度<sup>※3</sup>の実績等をもとにした推定生息数の推移(図-1)、およびSPUE(11-12月)の推移(図-2)を示す。

※1 SPUE(11-12月)：シカの密度指標。狩猟期11月～12月の銃猟における1人の狩猟者が1日に目撃したシカ頭数の平均値

※2 CPUE：シカの密度指標。わな猟におけるわな設置日数あたりのシカの捕獲数平均値

※3 糞塊密度：シカの密度指標。1kmあたりのシカ糞塊数の平均値

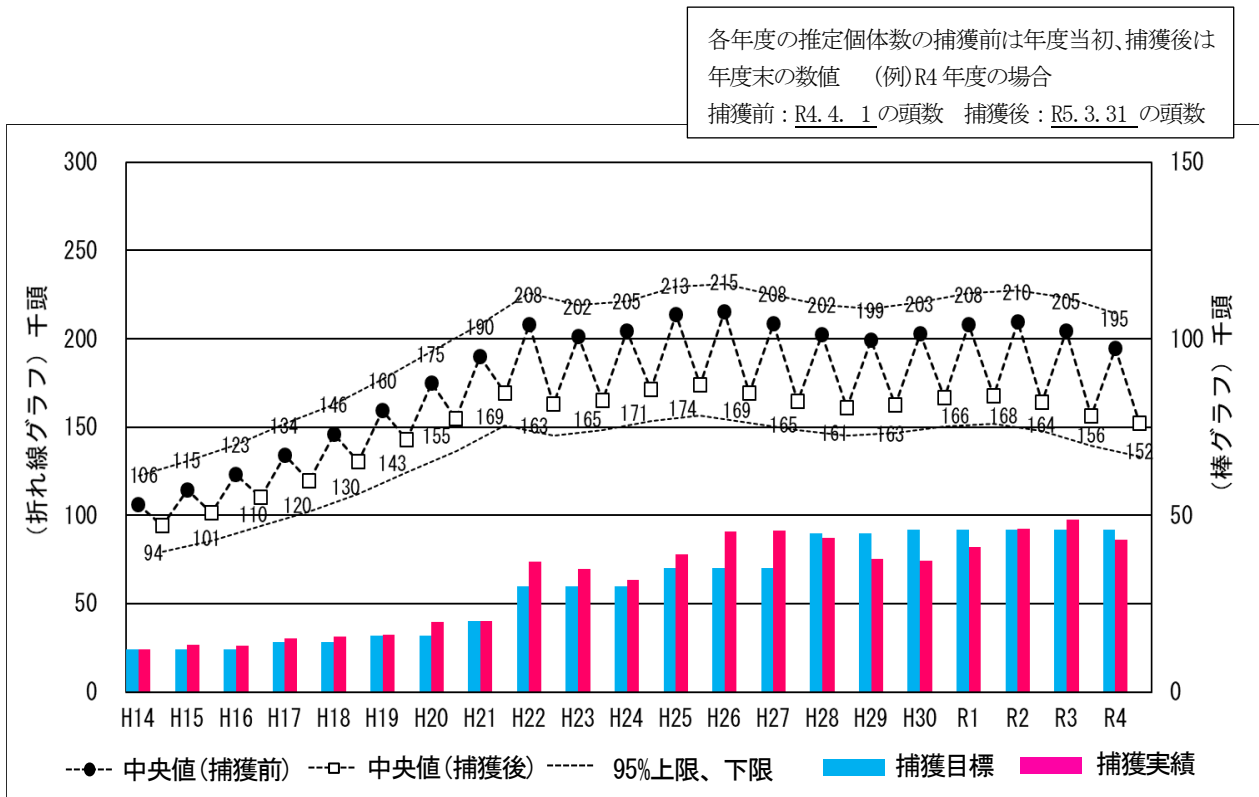


図-1 推定個体数の推移 注：年度内の増減は捕獲前と捕獲後の差

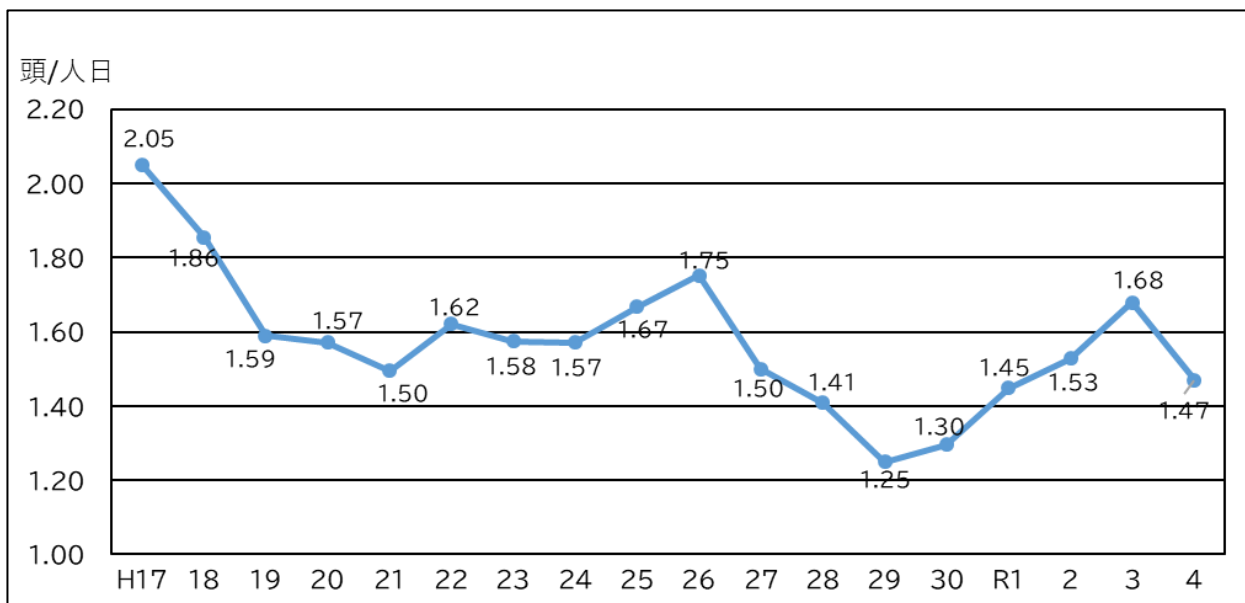


図-2 SPUE (11-12月)の推移

(2) 被害状況

ア 被害程度の分布と変化

毎年行っている農業集落代表者への鳥獣害アンケート調査結果によると、シカの生息域で広く被害が発生しており、特に生息域が拡大傾向にある阪神地域や、但馬北西部地域、西播磨地域の被害意識が高い様子が見られる。

被害程度の推移を見ると、但馬北西部地域、西播磨地域で高い被害が続いており、また、県南東部で被害の悪化が見られるようになっている（図-3）。

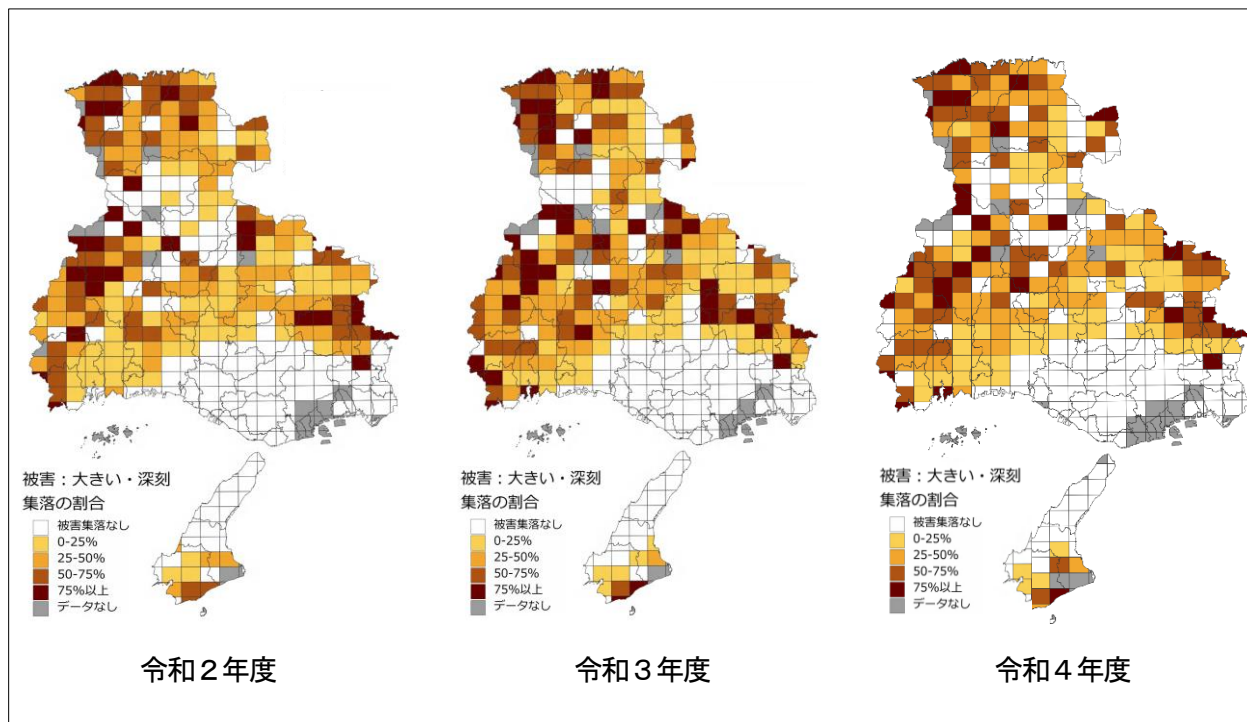


図-3 農業被害程度の分布（令和2年度～令和4年度）

## イ 被害意識の推移

農業集落アンケートによるシカ被害の「深刻」と「大きい」の回答比率は、管理計画の目標である「深刻5%以下、大きい20%以下」を達成しているが、集落単位では未達成の地域があり、長期目標である「深刻3%以下、大きい10%以下」達成に向けて取り組みを進める（図-4）。

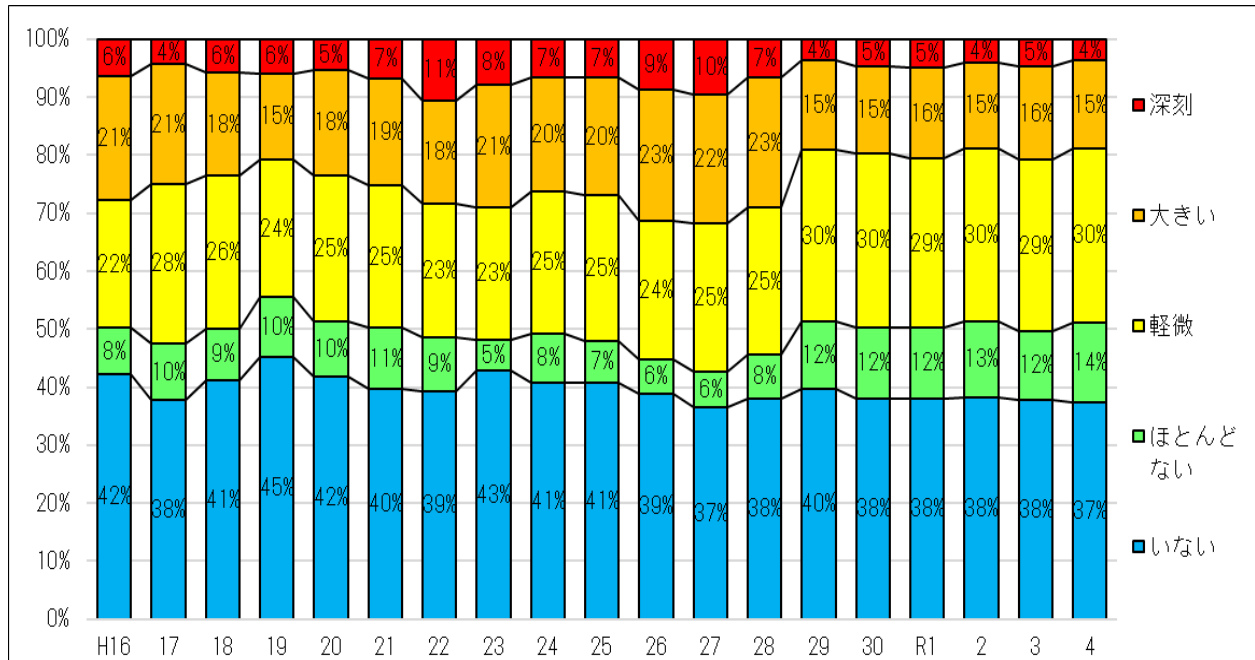


図-4 シカによる農業被害意識の推移

## 3 目標達成のための具体的な方策

管理計画目標：令和8年度の全県でのSPUEを1.0以下に設定し、農業被害の拡大防止、下層(R4~R8) 植生衰退の進行防止及び林業被害リスクを軽減する。

獣害の軽減については、柵の設置・管理と併せて加害個体を選択的に捕獲することが効果的だが、シカの場合は生息密度と被害程度に相関関係があると考えられるため、生息密度の管理も非常に重要な方策である。

また、森林の下層植生の衰退防止やスギ幼齢木の食害リスク軽減にも生息密度の管理が重要であるため、管理計画では目標とする生息密度を設定し、毎年、実績に基づく将来予測を行ったうえで年度ごとの捕獲目標を算出する。

捕獲目標を3万頭に増やした平成22年度から推定生息数を減少させている地域がある一方で、生息域の拡大や捕獲状況等により、生息数の増加傾向に歯止めがかからない地域があるなど、地域により大きく差が出る傾向にある。

このため、捕獲実績が目標を下回る地域での捕獲体制の見直しや、効率的な捕獲技術の普及指導とともに、地域住民自らが気づき行動する獣害対策を普及推進していく。

### (1) 個体数管理

#### ア 個体数管理ユニットの設定

地域毎にシカの生息密度等の状況に差があることから、管理の目標である全県のSPUE(11-12月)1.0を目指し、ユニットごとの個体数管理を行うこととする(表-1、図-5)。

表-1 管理ユニット区分

区 分	SPUE現状値 (令和2年度)	SPUE目標値 (令和8年度)	備 考
ユニット4 (緊急捕獲市町)	2.0以上	2.0未満	前計画期間中(H29~R3)の個体数 が明らかに増加傾向の市町
ユニット3 (捕獲重点化市町①)	1.5以上	1.5未満	SPUE1.5以上かつユニット4に該当 しない市町
ユニット2 (捕獲重点化市町②)	1.0以上	1.0未満	SPUE1.0以上かつユニット3~4に 該当しない市町
ユニット1 (要注意市町)	1.0未満	現状維持 現状値(令和2年度)の数値	シカが生息し、ユニット2~4に該当し ない市町

注：各市町の該当ユニットは、計画期間を通じて固定とする。

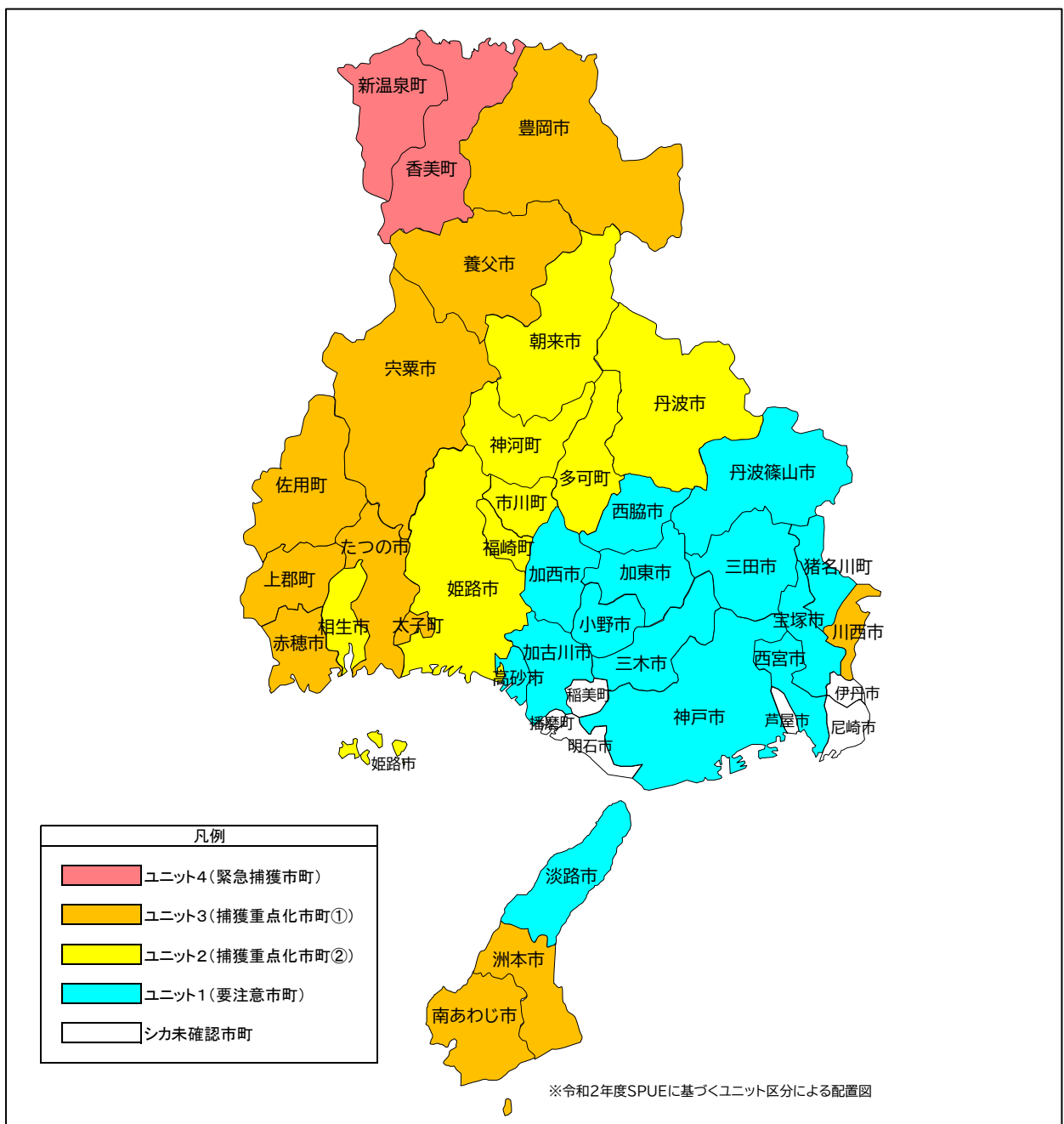


図-5 管理ユニット配置図

## イ 令和6年度市町別捕獲目標の設定

ユニットごとの SPUE(11-12 月)の目標値を目指し、可能な限り早期に被害を軽減するため、これまでの取組を継続して約 46,000 頭を捕獲目標とし、市町ごとの捕獲目標を設定する(表-2、資料編 P8 表-3)。

令和4年度は全県で 43,073 頭が捕獲されたが、捕獲目標である 46,000 頭を達成することができなかった。

ユニット4からユニット1で捕獲目標設定の対象となる 35 市町のうち、県の定める目標に達成しなかったのは 14 市町(ユニット4:2市町、ユニット3:5市町、ユニット2:2市町、ユニット1:5市町)であった。

捕獲実績のうち、市町が被害防止目的で行う有害捕獲の割合は全県で 50%であったが、有害捕獲の割合が低い市町があるため、地域の被害実態を踏まえた有害捕獲活動の更なる推進が求められる。

表-2 令和6年度市町別捕獲目標

【単位:頭、%】

ユニット	市町	R4 捕獲目標 A	R4 捕獲実績 B	有害捕獲 の割合 (%)	達成率 (%) (B/A)	捕獲目標と 捕獲実績の 差 (B-A)	R6 捕獲目標
4	香美町	6,822	3,978	74	58	△ 2,844	3,970
	新温泉町	5,478	3,220	88	59	△ 2,258	3,220
	小計	12,300	7,198	80	59	△ 5,102	7,190
3	川西市	186	274	24	147	88	270
	たつの市	1,566	1,499	47	96	△ 67	1,490
	赤穂市	851	1,074	39	126	223	1,070
	宍粟市	5,683	3,025	31	53	△ 2,658	4,490
	太子町	143	108	92	76	△ 35	100
	上郡町	968	753	15	78	△ 215	750
	佐用町	2,576	2,715	34	105	139	2,760
	豊岡市	4,702	6,544	65	139	1,842	6,690
	養父市	4,074	2,970	66	73	△ 1,104	3,580
	洲本市	1,035	1,289	53	125	254	1,280
	南あわじ市	1,653	1,975	30	119	322	1,970
小計	23,437	22,226	48	95	△ 1,211	24,450	
2	多可町	780	903	32	116	123	900
	姫路市	1,483	3,120	35	210	1,637	3,120
	神河町	961	464	31	48	△ 497	740
	市川町	309	371	51	120	62	380
	福崎町	124	256	22	206	132	250
	相生市	336	411	48	122	75	550
	朝来市	1,971	1,867	76	95	△ 104	1,860
	丹波市	1,579	2,348	19	149	769	2,340
小計	7,543	9,740	39	129	2,197	10,140	
1	神戸市	56	31	68	55	△ 25	60
	西宮市	0	23	26	100	23	23
	宝塚市	75	174	63	232	99	170
	三田市	338	608	28	180	270	630
	猪名川町	296	740	16	250	444	740
	加古川市	15	6	83	40	△ 9	6
	高砂市	0	0	—	—	0	1
	西脇市	404	521	54	129	117	540
	三木市	39	3	100	8	△ 36	22
	小野市	1	1	100	100	0	26
	加西市	220	294	19	134	74	350
	加東市	41	38	8	93	△ 3	79
	丹波篠山市	1,218	1,470	40	121	252	1,880
淡路市	17	0	—	0	△ 17	19	
小計	2,720	3,909	35	144	1,189	4,546	
0	尼崎市	0	0	—	—	0	0
	芦屋市	0	0	—	—	0	0
	伊丹市	0	0	—	—	0	0
	明石市	0	0	—	—	0	0
	稲美町	0	0	—	—	0	0
	播磨町	0	0	—	—	0	0
小計	0	0	—	—	0	0	
全県	46,000	43,073	50	94	△ 2,927	46,326	

注) ユニット0の市町については、捕獲目標の算定は行わないが、シカ分布拡大防止のための捕獲に努める。  
(ユニット0:シカ未確認またはほとんど生息が見られない市町)

≒ 46,000

## ウ 狩猟規制緩和を継続

鳥獣保護管理法第 14 条（第 2 種特定鳥獣に係る特例）に基づき、下記のとおり狩猟の規制緩和を行う。

(ア) 狩猟期間を 3 月 15 日まで延長する（全県）。

(イ) 直径 12cm を超えるくくりわなの使用制限を解除する（淡路地域、姫路市家島町のみ）。

## エ 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施

(ア) 効果的な捕獲等を促進するため、県は指定管理鳥獣捕獲等事業により、鳥獣捕獲等事業者への委託による捕獲を実施するとともに、捕獲結果による生息状況の変化や動態調査を実施し、更なる捕獲効率の高い手法の検討や区域の見直しを行う調査を実施する。

(イ) ICT を活用した効果的な捕獲手法を用いてモデル的に捕獲を行い、捕獲効果を検証する。

(ウ) 県境域においては、近隣府県との連携を図り広域的な捕獲を実施する。

## オ 捕獲専門家チームによる捕獲の実施

県が捕獲専門家チームを編成し、狩猟者が少ないなど捕獲体制が脆弱な市町からの要望により県主導で有害捕獲を実施する。

## カ 狩猟期間中の捕獲促進

狩猟期間中のシカ捕獲について、狩猟者に対して捕獲報償金を交付する。

## キ シカ有害捕獲専任班の編成支援

計画的かつ迅速な捕獲活動を実施するため、市町による「シカ有害捕獲専任班」の編成支援を継続する。

## ク 成獣メス捕獲強化手法の検討

シカ個体数の効果的な減少には成獣メスの捕獲強化が有効であることから、成獣メスの効果的な捕獲手法や捕獲個体の確認判別手法について検討を行う。

## (2) 捕獲にかかる担い手確保・育成と体制整備

シカの継続的かつ効果的な捕獲を推進するため、行政や地域と連携して被害対策や捕獲に取り組む多様な捕獲者の確保・育成を推進するとともに適切な捕獲体制の整備に努める。

### ア 担い手の確保・育成

(ア) 多様な担い手による捕獲推進

被害防除を目的に行う有害捕獲活動は、被害農家等を始めとする地域一丸となった取組が重要なため、被害集落自立サポート事業の現地アドバイザーによる集落指導や集落リーダーの育成などを通じて多様な捕獲者の確保・育成に努める。

また、捕獲の目的を理解し、確かな技術や知識、コンプライアンス等を有した優良な捕獲者を育成するため、兵庫県立総合射撃場の活用や捕獲者認証制度の検討を進める。

(イ) 新規狩猟者の確保育成

狩猟の魅力の PR や農閑期に狩猟免許試験を実施するなど、免許取得機会の創出による新規狩猟免許所持者の確保と、捕獲技術及びコンプライアンスの向上支援を図る。

### イ 捕獲体制の整備

(ア) 有害捕獲体制の見直し

市町毎に有害捕獲体制の課題を整理し、人員確保や集落と狩猟団体の協力体制の整備が十分に出来ていない市町については連絡調整会議（県、市町、狩猟団体、被害農家等）を設置して有害捕獲体制の改善を検討する。



(イ) 集落単位の捕獲体制強化

集落毎の鳥獣害アンケートや有害捕獲データを収集分析し、被害が「深刻」または「大きい」と回答している集落などを対象に、集落ぐるみの捕獲体制整備を指導する。

(ウ) 森林エリアでの捕獲体制整備

造林地や林内路網（林道、作業道）周辺など捕獲の進んでいない森林エリアにおいて、捕獲体制強化を行う。

(エ) 新たな分布拡大地域における早期捕獲体制の整備

神戸・阪神地域及び淡路北部地域など、シカの新たな分布拡大地域において生息状況の把握と、早期捕獲の体制整備を進める

(オ) わな猟による捕獲促進

市町のシカ捕獲用わなの整備や効果的な餌付け技術の取得などを支援するとともに、ICT 等を活用した効率的な捕獲ができるわなの導入について検討する。

### (3) 被害防除

農業被害の早期軽減を目指し、県、市町、関係団体が連携して、地域住民の主体的な被害対策への取組を進めるとともに、林業被害については、今後の主伐再生林を見通したシカ被害防除手法の検討を進める。

#### ア 集落の被害実態の把握と適切な対策実施

県や市町が委託した民間の鳥獣被害対策専門家による被害対策カルテと処方箋の作成、処方箋に基づく集落の総合的かつ計画的な被害対策の指導・支援が行われるように取組誘導を行う。

また、被害状況や生息状況、捕獲情報など獣害対策における様々なデータを地図上で一元管理した獣害対策GISの活用を促進するとともに、各農林（水産）振興事務所内に設置した農林関係職員で構成する獣害対策チーム<sup>※4</sup>により、集落対策を請け負う民間事業者や市町、集落等の関係者のコーディネート・情報共有を行っていく。

※4 獣害対策チーム：各農林（水産）振興事務所内に設置し、農政振興課、森林課、農業改良普及センター等で構成する。副所長が総括し、関係機関等の調整等総合的な獣害対策のマネジメントなどを行う。

#### イ 防護柵の設置・改善

新たな防護柵の設置や、既存防護柵の機能向上への取組を支援するため、設置場所や設置後の維持管理について技術指導を行うとともに、被害集落自立サポート事業（環境整備支援）や野生動物共生林整備<sup>※5</sup>を活用し整備したバッファゾーンとの一体的利用により、柵の効果を高めるよう普及に努める。

※5 野生動物共生林整備：県民緑税を活用した「災害に強い森づくり」のひとつ。野生動物と人とのあつれきが生じている地域において、人と野生動物との棲み分けゾーンを設けるとともに、広葉樹林整備や人工林の広葉樹林化によって森林の奥地に共生林を整備するもの。

#### ウ 住民自らが積極的に参加する集落ぐるみのシカを引き寄せない集落づくり

潜み場となる藪の刈り払いなどの集落環境の改善や、野菜くずの放棄など餌付け行為をしない意識付けのための注意喚起、可能な範囲での追い払い等を行う。

また、地域住民が自主的に加害個体を捕獲できるよう被害集落自立サポート事業（対策の実践支援）により集落ぐるみの被害対策を普及・指導する。

これらの被害対策を継続して進めていくため、その体制づくりなどの取組を担う獣害対策のリーダーを育成する。

#### エ 造林地周辺の捕獲活動と連携した被害防除手法の検討

造林地周辺の加害個体の捕獲を行うとともに、捕獲活動を連携した被害防除手法の検討を行う。

#### (4) 生息地管理

野生鳥獣の生息環境に必要な多様な森林の育成を目指し、広葉樹林の保全・復元や、スギ・ヒノキ等人工林の広葉樹林・針広混交への誘導などを図る。この一環として、県民緑税を活用して「野生動物共生林整備」や「針葉樹林と広葉樹林の混交整備<sup>※6</sup>」を進める。また、獣害対策にも繋げることをねらいとして、地域住民が行う「住民参画型森林整備<sup>※7</sup>」を支援する（表－3）。

※6 針葉樹林と広葉樹林の混交整備：県民緑税を活用した「災害に強い森づくり」のひとつ。手入れ不足の高齢人工林を部分伐採し、跡地に広葉樹を植栽してパッチワーク状の多様な森林に誘導するもの。

※7 住民参画型森林整備：県民緑税を活用した「災害に強い森づくり」のひとつ。地域住民やボランティア等による自発的な「災害に強い森づくり」整備活動に対し、資機材等を支援するもの。

表－3 「災害に強い森づくり」による森林整備

【令和6年度実施計画量（令和6年度新規着手分）】

区分	野生動物共生林整備			針葉樹林と 広葉樹林の 混交整備 【生息地管理】	住民参画型 森林整備 【被害防除】
	ハーフアーゾーン 整備 【被害防除】	共生林整備 【生息地管理】			
		広葉樹林整備 タイプ	人工林の広葉樹林化 タイプ		
箇所数	11	3	1	9	10
面積(ha)	330	30	1	205	20

#### (5) シカの有効活用

##### ア 有効活用の推進

捕獲したシカを地域資源として活用し、捕獲個体の適正処理にかかる負担軽減を図るとともに、付加価値を高めることによって捕獲のインセンティブ向上を図るため、狩猟団体、シカ肉処理加工施設、レストラン等のシカ活用関係者で構成される「ひょうごニホンジカ推進ネットワーク<sup>※8</sup>」と連携してシカ丸ごと1頭の有効活用を推進する。

##### (ア) 処理加工施設への搬入促進

各市町、狩猟団体及び県内各地の処理加工施設と連携し、捕獲個体の搬入促進による安定供給を図る。

##### (イ) 地域資源としての利用拡大支援

シカ肉処理加工施設、狩猟団体、レストラン等利用者、市町等行政機関が一体となり、シカの有効活用のための仕組みづくりやネットワーク化による流通体制の構築を進める。

##### (ウ) 各地のイベント等でシカ肉のPR

地域イベント等での試食販売、学校給食での試食機会の提供等、ジビエ料理コンテストの開催などを通じ、優れた特性を普及するとともに、「人に健康を、地域に元気を」をキャッチフレーズに、毎月6日(鹿(ロク))、16日(シシ(4×4))、第4火曜日(シカ)を「ひょうごジビエの日」とし、シカ肉等の有効活用をPRする。

##### (エ) ひょうごシカ肉活用ガイドラインの普及

シカ肉を衛生的に処理し、有効に活用していくために策定された「ひょうごシカ肉活用ガイドライン」を有害捕獲従事者や狩猟者及び処理加工施設に普及することにより、兵庫県産シカ肉の安全・安心の確保を図る。

※8 ひょうごニホンジカ推進ネットワーク：会の趣旨に賛同し、県内で捕獲されるシカの有効活用に取り組む県内の団体、企業等で構成。令和5年4月1日現在、会員数47団体。

##### イ 適正処理の推進

有効活用できない個体について適正処理を推進する。

##### (ア) 減容化施設の導入と搬入促進

減容化施設の導入を促進するとともに、同施設への搬入に向けた取組を進める。

(4) 搬入の推進と処分方法の適正化

シカ肉処理加工施設への搬入を推進するとともに、搬入に適さない個体については、処分方法の報告を求め、埋却等の適正な処分を推進する。

(6) 豚熱等感染症対策の実施

野生イノシシ由来の豚熱ウイルスの拡散を防止するため、捕獲従事者や狩猟者の防疫措置の徹底を図る。